

3—5 経営健全化支援資金（新型コロナウイルス対策）

(1) 貸付対象者

ア 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が、前3か年のうちいずれか同月に比べ15パーセント以上減少している者

イ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、セーフティネット保証4号を利用する者

ウ 貸付対象者ア又はイのいずれかに該当し、かつ、物価高騰等の影響を受け最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が前年同月に比べ減少している者

(2) 貸付条件

貸付限度額 ※1	<u>貸付対象者ア、イの場合</u> 設備資金 6,000万円 運転資金 8,000万円 <u>貸付対象者ウの場合</u> 設備資金 9,000万円 運転資金 1億2,000万円
貸付利率	年0.8%
貸付期間 ※2	設備資金 10年以内（うち据置2年以内） 運転資金 7年以内（うち据置2年以内）
担保	必要に応じて徴する
保証人	原則として法人代表者以外不要
返済方法	元金均等による月賦返済

※1 ただし、設備資金9,000万円、運転資金1億2,000万円を上限とする

※2 貸付期間は1年超とすること

(3) 申込書類

ア 共通提出書類 ① 融資あっせん申込書（様式第1号） ② 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要） ③ 長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書） ④ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金用途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる） ⑤ 金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類
イ 前記(1)貸付対象者 ア、ウの場合 ⑥ 経営向上計画書（新型コロナウイルス対策用）（様式第14号の2） ⑦ 売上げ台帳等、要件に該当することを確認できる書類の写し
ウ 前記(1)貸付対象者 イ又は前記(1)貸付対象者ウのうち、セーフティネット保証を利用する場合

⑧ 市町村長の発行する特定中小企業者の認定書（写し可）
エ 設備資金の場合
⑨ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可）
⑩ 建築確認済証の写し（建物を対象とする場合に限る）
⑪ 土地売買契約書案等、土地の価格が確認できる書類（土地を対象とする場合に限る）
⑫ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図
オ 提出部数
4部（なお、②、③は県及び市町村あて2部。⑤は各機関の定めるところによる）

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（2）に該当。

(5) その他のポイント

前記(1)貸付対象者**ア**の「最近3か月」については、直近3か月の中で最新の書類（試算表等）が作成されている月及び、その前の2か月分の売上高又は収益性にて比較を行うこと。